

## 第1号議案

### 新城市事務分掌条例の一部改正

新城市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市事務分掌条例の一部を改正する条例

新城市事務分掌条例（平成17年新城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条総務部の事務分掌中第8号を削り、同事務分掌第9号中「整備」を「管理」に改め、同号を同事務分掌第8号とし、同事務分掌第10号中「電算システム」を「情報システム」に改め、同号を同事務分掌第9号とし、同条企画部の事務分掌第6号中「市民自治」を「広域行政」に改め、同事務分掌第7号中「広域行政」を「情報政策」に改め、同事務分掌に次の1号を加える。

(8) 市民自治に関すること。

第3条市民環境部の事務分掌中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 市税等に関すること。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(新城市地域情報化計画策定委員会条例の一部改正)

2 新城市地域情報化計画策定委員会条例（平成24年新城市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「企画部」に改める。

### 理 由

この案を提出するのは、市の組織の一部を変更するため必要があるからである。

第2号議案

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に定める額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	

を

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に定める額以内で市長が定める額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	

不在者投票の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正を踏まえ、非常勤特別職の職員である不在者投票の投票立会人の区分を明確にする等のため必要があるからである。

### 第3号議案

新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(新城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 新城市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年新城市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年新城市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式中「私」を「わたくし」に改め、「ここに」及び「固く」を削り、「公務」を「公務」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、会計年度任用職員のサービスの宣誓を任用形態等に応じた方法で行うこととする等のため必要があるからである。

## 第4号議案

新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年新城市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

理 由

この案を提出するのは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額を定めるため必要があるからである。

## 第5号議案

新城市区長の設置等に関する条例の制定

新城市区長の設置等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市区長の設置等に関する条例

(設置)

第1条 住民の意見を反映させつつ、円滑な市政運営を図るため、市の区域を分けて行政区を定め、行政区に区長それぞれ1人を置く。

(行政区の設定)

第2条 行政区は、市の人口及び地勢並びに地縁による団体の区域及び活動の状況を勘案して市長が別に定める。

(区長の職務等)

第3条 区長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市が行う事務又は事業であって、当該行政区に関するものについて助言し、及び調査すること。
- (2) 市が行う事務又は事業であって、全部又は一部の行政区に関するものについて、その知識経験に基づいて意見を述べること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 区長は、行政区ごとに、住民から選出された者を市長が委嘱する。

3 区長の任期は、1年とする。ただし、補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(新城市地域自治区条例の一部改正)

2 新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1新城地域自治区の項中「新城市行政区の設置等に関する規則（平成17年新城市規則第9号。以下「規則」という。）」を「市長が規則」に改め、同表千郷地域自治区の項から作手地域自治区の項までの規定中「規則」を「市長が規則」に改める。

（会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年新城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）別表の改正規定中「区長の項、」を削る。

#### 理 由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正を踏まえ、公職としての区長の身分を存置するため必要があるからである。

## 第6号議案

### 新城市消防団条例の一部改正

新城市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市消防団条例の一部を改正する条例

新城市消防団条例（平成17年新城市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「980人」を「825人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、消防団員の定員を変更するため必要があるからである。

第7号議案

新城市手数料条例の一部改正

新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第10中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同項の次に次の4項を加える。

5 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項及び第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく消除した住民票又は改製前の住民票の写しの交付	除票の写し交付手数料	1件	200円	申請又は交付のとき
6 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項及び第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく消除した住民票又は改製前の住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	除票記載事項証明書交付手数料	1件	200円	申請又は交付のとき
7 住民基本台帳法第20条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1件	200円	申請又は交付のとき
8 住民基本台帳法第21条の	戸籍の附票の	1件	200円	申請又は交

3 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づく消した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票の写しの交付	除票の写し交付手数料			付のとき
--	------------	--	--	------

別表第 1 1 中 1 の項を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 2 8 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1 件	8 0 0 円	申請又は交付のとき
---	---------------	-----	---------	-----------

別表第 1 1 の 2 の項を削る。

第 2 条 新都市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 の 7 の項及び 8 の項中「及び第 4 項」を「、第 4 項及び第 5 項において準用する同法第 1 2 条の 3 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中別表第 1 1 の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号。以下「情報通信技術利用法改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 第 2 条の規定 情報通信技術利用法改正法附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施

行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

理 由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い、除票の写し交付手数料を定める等のため必要があるからである。

## 第8号議案

### 新城市障害者計画等策定委員会条例の一部改正

新城市障害者計画等策定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市障害者計画等策定委員会条例の一部を改正する条例

新城市障害者計画等策定委員会条例（平成24年新城市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「は」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、「調査審議する」を「調査審議し、その結果を市長に答申する」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(12) その他市長が必要と認める者

第4条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日までの間とする。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、委員の任期を変更する等のため必要があるからである。

## 第9号議案

### 新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正

新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

新城市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「高校生等」とは、子どものうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

第3条第1項中「子ども医療費」を「医療費」に、「被扶養者」を「被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、子どもが婚姻により成年に達したものとみなされるときその他特別の理由があると認めるときは、当該子どもを受給資格者とする。

第4条中「次」を「前条の規定にかかわらず、子どもが次」に、「子どもについては、その保護者は受給資格を有しないものとする」を「ときは、受給資格者とししない」に改める。

第5条第1項中「受給資格者」の次に「(高校生等の保護者である受給資格者(第3条第3項の規定により当該高校生等を受給資格者とする場合にあっては、当該高校生等。第7条第2項において同じ。)を除く。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により」及び「(以下「受給者」という。)」を削る。

第6条第1項中「規定による医療に関する給付」の次に「(高校生等にあっては、入院に係るものに限る。)」を加え、「、その子どもの保護者に対し」を削る。

第7条第1項中「受給者」を「受給者証の交付を受けた者」に改め、「で子ども」の次に「(高校生等を除く。)」を加え、「支払うことができる」を「支払うものとする」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者証の交付を受けた者の申請により、その者に対し、医療費を支給することができる。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、高校生等の保護者である受給資格者の申請により、医療費としてその者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払った費用のうち前条の規定により算定された額を、その者に支給する。

第7条第3項中「第1項」を「第1項本文」に、「受給者」を「受給者証の交付を受けた者」に改める。

第8条第1項中「受給者」を「受給者証の交付を受けた者」に改め、「又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるとき」を削り、同条第2項中「受給者は」を「受給者証の交付を受けた者は」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 受給資格者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第10条第1項中「受給者又は子どもの保護者が子ども医療費」を「受給資格者が医療費」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新城市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の高校生等の入院に係る医療費の支給について適用する。

#### 理 由

この案を提出するのは、高校生等の入院に係る医療費を支給する等のため必要があるからである。

## 第10号議案

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書中「第5項」を「第6項」に改め、同条第3項中「であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員に都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了させるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため必要があるからである。

## 第11号議案

### 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

新城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新城市病院事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第12号議案

### 新城市営住宅管理条例等の一部改正

新城市営住宅管理条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(新城市営住宅管理条例の一部改正)

第1条 新城市営住宅管理条例（平成17年新城市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「用語の」を削る。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項中「(次条第2項において「老人等」という。)」を削り、同項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同項第1号中「親族」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を加え、同項第5号中「又は」の次に「現に同居し、若しくは」を加え、同条第2項第4号中「子」を「者」に改める。

第7条第1項中「前条第1項各号に掲げる」を「前条第1項（第5号を除く。）に規定する」に改め、同条第2項中「同条第1項各号（老人等にあつては、同項第2号、第3号及び第5号）に掲げる」を「同条第1項に規定する」に改める。

第8条第2項中「申込みをした者」の次に「(以下「入居申込者」という。)」を加え、同条第3項中「期間満了時」を「期間の満了時」に改める。

第9条第1項中「入居の申込みをした者」を「入居申込者」に改め、同項第4号中「理由」を「事由」に、「立ち退き」を「立退き」に改め、同条第3項中「寡婦」の次に「又は寡夫」を加える。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署した」を削り、同条第2項中「入居の手続を前項」を「前項の手続を同項」に、「同項各号に定める」を「同項の」に改め、同条第

3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項の」を「第2項に規定する」に改め、「同時に」を削り、「対して」の次に「速やかに」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項中「前項」の次に「の規定」を加え、同項ただし書中「特に市長の承認を受けた」を「市長が特に必要があると認める」に改め、同項を同条第5項とする。

第13条第1項中「に居住」を「への居住」に改め、同条第2項中「引き続き」の次に「当該市営住宅への」を加える。

第14条第1項中「算出した」を「算定した」に改める。

第15条第3項中「申告」の次に「又は第33条第1項の規定による請求の結果」を加える。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改め、同条第2項ただし書中「又は土曜日」を「、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」に改める。

第20条中「など」を「等」に改める。

第21条第1項中「(畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び各戸内の給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、その修繕に要する費用を入居者が負担するものとして市長が定めるものを除き」に改める。

第23条第2項中「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改める。

第24条第4号中「模様替えし」を「模様替し」に改める。

第26条第1項中「、毎年度」を削り、同条第2項中「場合にあつて」を「とき」に改める。

第28条第1項中「算出した」を「算定した」に改め、同条第2項中「算出しよう」を「算定しよう」に改める。

第33条第1項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める。

第34条第1項中「期限」を「、期限」に改め、同条第3項中「前項の規定は、」を削り、「を」を「は、前項の規定による市営住宅の明渡しについて」に、「第30条第2項中」を「同条第2項中」に改める。

第35条中「の施行」を削り、「当該建替事業」を「当該事業」に、「に入居」を「への入居」に改める。

第38条第2項中「模様替えし」を「模様替し」に改める。

第39条第1項中「おいて」を「おいては」に改め、同項第4号中「理由」を「事由」に改め、同条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改め、同条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、「相当する額」の次に「以下」を加える。

第40条第2項中「ように」を「よう」に、「行う」を「与える」に改め、同条第4項中「受けて」を「受け」に改める。

(新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第4条中「理由」を「事由」に改め、同条第3号中「において定住促進住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもの」を削る。

第5条第2号中「親族」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」を加え、同条第3号中「に」を「への」に改め、同条第5号中「及び」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第8条第2項中「入居させることができる」を「入居者を決定しなければならない」に改める。

第9条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署した」を削り、同項第2号中「第15条」を「第17条」に改め、同条第2項中「入居の手続を前項」を「前項の手続を同項」に、「各項に定める」を「同項の」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、定住促進住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。

第9条第4項中「同時に」を削り、「対して、」を「対して速やかに」に改め、同条第5項中「前項」の次に「の規定」を加え、同項ただし書中「特に市長の承認を受けた」を「市長が特に必要があると認める」に改める。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条を第27条とする。

第24条第1項中「おいて」を「おいては」に改め、同項第3号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第4号中「理由」を「事由」に改め、同項第5号中「第10条第1項又は第20条」を「第11条第1項又は第22条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による定住促進住宅の明渡しの請求について準用する。

第24条第3項及び第4項を削り、同条を第26条とする。

第23条第2項中「第20条第4号」を「第22条第4号」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「期限」を「、期限」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該定住促進住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条第4号中「模様替えし」を「模様替し」に改め、同条を第22条とする。

第19条第2項中「損傷した」を「毀損した」に、「原形に復し」を「原状に回復し」に改め、同条を第21条とする。

第18条を第20条とする。

第17条第1項中「(畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び各戸内の給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、その修繕に要する費用を入居者が負担するものとして市長が定めるものを除き」に改め、同条を第19条とする。

第16条第2項中「など」を「等」に改め、同条を第18条とする。

第15条第2項中「第13条各号のいずれかに掲げる」を「第14条各号に掲げるいずれかの」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(督促)

第16条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第14条第1項中「明け渡す日」の次に「(第24条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡す日のいずれか早い日、第26条第1項の規定による明渡しの請求があるときは、明渡しの請求の日)」を加え、同条第2項中「の月末」を「末日」に改め、同項ただし書中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「とする」を「による」に改め、同条第4項中「第22条」を「第25

条」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「のいずれか」を「に掲げるいずれかの特別の事情」に改め、「又は」の次に「徴収を」を加え、同条第2号中「特別な理由」を「特別の事情」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「に居住」を「への居住」に改め、同条第2項中「引き続き」の次に「当該定住促進住宅への」を加え、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(同居の承認)

第10条 定住促進住宅の入居者は、当該定住促進住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

別表中「第12条」を「第13条」に改める。

(新城市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 新城市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「用語の」を削る。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、この限りでない。

第4条第1号中「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」を削り、同条第3号を削る。

第6条中「理由」を「事由」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他特別の事情がある場合

第10条第1項第1号中「市長が定める資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「第17条第1項」を「第18条」に改

め、同条第2項中「入居の」を「前項の」に、「前項」を「同項」に改め、同条第3項中「第1項又は第2項」を「前2項」に、「第1項各号に規定する」を「第1項の」に改め、同条第4項中「第1項各号に掲げる」を「第1項の」に改め、「同時に」を削り、「対して」の次に「速やかに」を加え、同条第5項中「前項」の次に「の規定」を加え、同項ただし書中「特に市長の承認を受けた」を「市長が特に必要があると認める」に改める。

第11条第1項中「は、」の次に「近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を考慮して」を加え、「準じて」を「より」に、「近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失わないよう」を「市長が」に改める。

第12条第1項中「第26条第1項」を「第28条第1項」に、「明け渡しの」を「明渡し」に改め、同条第2項中「の月末」を「末日」に改め、同項ただし書中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「とする」を「による」に改め、同条に次の1項を加える。

4 入居者が第27条に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

第13条第2項中「次条」を「第15条」に改め、「入居者から徴収し、」を削る。

第14条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改める。

第15条第2項中「規則」を「、規則」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第12条の規定は、入居者負担額の納付について準用する。

第16条中「又は」の次に「徴収を」を加え、同条第2号中「特別な事由」を「特別の事情」に改める。

第30条を第32条とする。

第29条中「その他」の次に「の」を加え、同条を第31条とする。

第28条を第30条とする。

第27条第3項中「関係者」を「関係人」に改め、同条を第29条とする。

第26条第1項第1号中「不正行為」を「不正の行為」に改め、同項第3号中「理由」を「事由」に改め、同項第7号中「前各号のほか、」を「その他」に改め、同条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定により特定公共賃貸住宅の明渡しの請求を行ったときは、

当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

第26条を第28条とする。

第25条第2項中「原状回復しなければ」を「原状に回復しなければ」に改め、同条を第27条とする。

第24条第1項中「に居住」を「への居住」に改め、同条第2項中「引き続き」の次に「当該特定公共賃貸住宅への」を加え、同条を第26条とする。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条第3号ただし書中「市営住宅」を「特定公共賃貸住宅」に改め、同条第4号中「模様替えし」を「模様替し」に改め、同条を第23条とする。

第20条第2項中「滅失」を「滅失し、」に改め、同条を第22条とする。

第19条第2号中「処分」を「処理」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 前条第1項に規定するもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第19条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(修繕費用の負担)

第20条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、その修繕に要する費用を入居者が負担するものとして市長が定めるものを除き、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

第18条中「など」を「等」に改め、同条を第19条とする。

第17条第2項中「前条各号のいずれかに掲げる」を「第16条各号に掲げるいずれかの」に、「減免」を「減免」に改め、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(督促)

第17条 家賃を第12条第2項に規定する納期限までに、入居者負担額を第15条第3項において準用する第12条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(新城市営住宅管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に入居の契約を締結した者に係る第1条の規定による改正後の新城市営住宅管理条例第39条第4項の規定の適用については、同項中「第6号」とあるのは「第5号」とする。  
(新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第24条第3項(第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に入居の契約を締結した者について適用し、施行日前に入居の契約を締結した者については、なお従前の例による。  
(新城市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の新城市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第20条第1項及び第21条第5号の規定は、施行日以後に入居の契約を締結した者について適用し、施行日前に入居の契約を締結した者については、なお従前の例による。

## 理 由

この案を提出するのは、市営住宅等への入居の手続において連帯保証人の設定を不要とする等のため必要があるからである。

### 第13号議案

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
改正

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。